参考1

消費者支援功労者表彰等実施要綱

平成２２年１２月１３日
内閣総理大臣決定

１　目的

この表彰等は、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体・グループに対して、その功績をたたえ顕彰し、もって消費者利益の擁護及び増進を図ることを目的とする。

２　被表彰者等

消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に極めて又は特に顕著な功績のあった個人又は団体・グループであって、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣が顕彰することを適当と認める者。

その他、消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績のあった個人又は団体・グループであって、広く社会に紹介するに足りると認める者。

３　表彰者

（１）極めて顕著な功績があったと認められる者　内閣総理大臣
（２）特に顕著な功績があったと認められる者　内閣府特命担当大臣

４　表彰等の方法

内閣総理大臣表彰及び内閣府特命担当大臣表彰の被表彰者には、表彰状及び記念品を授与する。

その他、顕著な功績があり、広く社会に紹介するに足りると認められる者には、記念品を授与するとともに、その趣旨を記した書状を交付する。

５　表彰等の時期

表彰等は、年１回行う。

６　表彰等の手続

関係府省庁、都道府県、政令指定都市及び広域的な活動を行う消費生活関係団体から推薦された個人又は団体・グループのうちから、消費者支援功労者選定会議の作成した被表彰者等案に基づき、内閣府特命担当大臣が被表彰者等を決定する。

７　表彰等の事務

表彰等に関する事務は、消費者庁において行う。

８　その他

この要綱に定めるもののほか、表彰等の実施に関し必要な事項は、消費者庁次長が定める。